

第7回湖南市文化財保存活用地域計画策定協議会 文化庁等の指摘に係る素案修正一覧

資料5-1

・文化庁からの指摘事項及び回答・修正一覧

素案頁行数	文化庁からの指摘	回答	修正前	修正後
P 1 15行目	「策定」→「作成」	ご指摘通りに修正します。	保存活用計画を <u>策定</u> し、～	保存活用計画を <u>作成</u> し、～
P 2 7～8行目	「計画期間の変更」など、指針に係れている3つの変更について、「」でそれぞれくくる。		なお、 <u>計画期間の変更</u> や <u>市内にある文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更</u> 、 <u>地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更</u> が起きた場合は、～	なお、 <u>「計画期間の変更」や「市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」</u> 、「 <u>地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更</u> 」が起きた場合は、～
P 2 7行目	「市内にある文化財の」→「市内に存する文化財」			
P 2 10行目	「滋賀県を經由して」→「滋賀県及び」※R5年3月の指針改定で文言変更されています。		滋賀県を <u>經由して</u>	滋賀県 <u>及び</u>
P 8	・ 隧道の図版がありますが、本文に特に記載がありません。38頁に隧道の記述があるので、図版も38頁に入れた方が良いでしょう。	→ p 8の本文については18行目から20行目に記載されています。 「旧東海道を横切って流れるこれら3川には、街道を行き交う人馬の交通の利便向上を目的として大沙川に明治17年（1884）、由良谷川・家棟川に明治19年（1886）、それぞれ石造トンネル（隧道）が設置されました。」の部分です。そのため写真もこちらに掲載しています。		
P13 15行目	「策定」→「作成」	ご指摘通りに修正します。	『国指定天然記念物平松のウツクシマツ自生地保存活用計画』を <u>策定</u> し、	『国指定天然記念物平松のウツクシマツ自生地保存活用計画』を <u>作成</u> し、

素案頁行数	文化庁からの指摘	回答	修正前	修正後
P26 5行目	「国指定等」の「等」は削除。 「市指定 66 件です。」→「市指定 66 件、国登録 1 件です。」	ご指摘通りに修正します。	国指定等40件、県指定11件、市指定66件です。	国指定40件、県指定11件、市指定66件、 国登録1件 です。
P37 12行目	②の「一石部宿と街道が織りなす歴史と文化」とあるが、「歴史と文化」の「と」は必要？「歴史」と「文化」のことを言っているのであればよいが、第3章の歴史文化のことであれば「と」はなくてよい。	次回協議会で改めて協議し検討いたします。		
P37 24～26行目	文字の色が薄い？	ご指摘通りに修正します。	野洲川の河床からはゾウやシカなどの足跡化石が複数見つかったことから、本市域には古くから動植物が生息していたことが分かります。	(文字の色を修正)
P45 13～14行目	・10行目。「一部の地域しか把握できていません。」とあるが、△とーがある。18行目はすべて△だが、同じように「一部の地域しか把握できていません。」、37行目は△とーがあって「一部の地域しか把握できていません。」	→p45の18～19行目「調査が部分的であり、一部の地域しか把握できていないため、把握調査が必要です。」を「調査が部分的であり、一部の把握しかできていないため、追加の把握調査が必要です。」に修正します。	しかし、調査が部分的であり、一部の地域しか把握できていません。	しかし、調査が部分的であり、一部の把握しかできていないため、 追加の把握調査が必要です。
P45 18～19行目	同じ分析だが、△だけと△とーが入り混じっている。同じ文章でよいか、再度確認。多分18行目の表現を少し変えるか？	また、p44の表で「△」のみの類型・種別についても同様にします。14行目を「調査が部分的であり、一部の把握しかできていないため、追加の把握調査が必要です。」に修正します。	県が調査を行っていますが、調査が部分的であり、一部の <u>地域しか把握が</u> できていないため、把握調査が必要です。	県が調査を行っていますが、調査が部分的であり、 一部の把握しかできていないため、追加の把握調査が必要です。

素案頁行数	文化庁からの指摘	回答	修正前	修正後
P47 基本方針 4	○P4 6 ・ 20～23 行目の将来像。「守り育て」や「未来へ」は重要なキーワードだと思う。もう少し、P4 7 の基本方針の説明の中にこうした言葉が入ると尚よい。	基本方針 4 「文化財の価値や魅力をより多くの人に伝えるため、文化財を活用した取組や周辺施設整備を積極的に行います。また、文化財の保存・活用に取り組む地域活動を支援する仕組みづくりを進め、文化財をみんなで守り育てます。」 基本方針 5 「学校教育・生涯学習課を通じて、文化財の保存・活用を担う人材の確保と育成に努め、未来へつなぎます。」	また、文化財の保存・活用に取り組む地域の活動を支援する仕組みづくりを <u>行います。</u>	また、文化財の保存・活用に取り組む地域活動を支援する仕組みづくりを <u>進め、文化財をみんなで守り育てます。</u>
P47 基本方針 5			学校教育・生涯学習を通じて、文化財の保存・活用を担う人材の確保と育成に努めます。また、～	学校教育・生涯学習を通じて、文化財の保存・活用を担う人材の確保と育成に <u>努め、未来へつなぎます。</u> また、～
P47 1 行目	・ 2. の見出し。「方向性」→「基本方針」	→ご指摘どおりに修正します。 併せて目次も修正します。	文化財の保存・活用を実現するための <u>方向性</u>	文化財の保存・活用を実現するための <u>基本方針</u>
P48 20行目	・ 12 行目。「地域によって把握調査の内容や充実度に差があり」は、方針がどれに当たるかわからない。	→「有形文化財や民俗文化財などの追加の調査や、把握が進んでいない地域の調査を継続的に行います。」	～把握が進んでいない <u>分野</u> の調査を継続的に行います。	～把握が進んでいない <u>地域</u> の調査を継続的に行います。
P48 22行目	・ 15 行目の「・」。「伝統的建造物群…」の方針がどれに当たるかわからない。	→「無形文化財や伝統的建造物群などの把握調査を行います。」 →「埋蔵文化財（遺跡など）の分布調査や範囲調査を行います。」		・ 無形文化財や伝統的建造物群などの把握調査を行います。
P48 23行目	・ 16 行目の「・」。「埋蔵文化財…」の方針がどれに当たるかわからない。	それぞれ方針を追記・修正します。		・ 埋蔵文化財（遺跡など）の分布調査や範囲調査を行います。

素案頁行数	文化庁からの指摘	回答	修正前	修正後
P49 方針の見出し	・ 16 行目。課題の見出し。「研究が環境整備も」の方針がどれに当たるかわからない。	→方針の見出しを「文化財の現状把握調査や詳細調査、調査・研究を行うための環境整備を推進します。」に修正します。	方針 文化財の現状把握調査や詳細調査を推進します。	方針 文化財の現状把握調査や詳細調査、 <u>調査・研究を行うための環境整備</u> を推進します。
P49 方針 1 番目の「・」	・ 18 行目。「一元管理」は大事なキーワードだと思うが、方針にない。	→方針1 番目の「・」を「指定等文化財の保存管理状況の把握や台帳による一元管理を推進します。」に修正します。	・ 指定等文化財の保存管理状況の把握や台帳による <u>管理</u> を推進します。	・ 指定等文化財の保存管理状況の把握や台帳による <u>一元管理</u> を推進します。
P49 方針 5 番目の「・」	・ 25 行目。「史跡指定を視野に置いた」とあるが、方針の5 つめの「・」では「保護を視野に置いた」と異なる表現。同じことを言うのであれば、同じ用語を使用。	→方針5 番目の「・」を「開発など（略）。また、将来的な史跡指定を視野に置いた保護目的の発掘調査を行います」に修正します。	～また、将来的な <u>保護</u> を視野に置いた保護目的の発掘調査を行います。	～また、将来的な <u>史跡指定</u> を視野に置いた保護目的の発掘調査を行います。

素案頁行数	文化庁からの指摘	回答	修正前	修正後
P50 18行目	課題の見出し。「指定の取組」→「指定等の取組」	ご指摘通りに修正します。	指定の取組	指定 <u>等</u> の取組
P50 19行目	「指定に向けた」→「指定等に向けた」		指定に向けた	指定 <u>等</u> に向けた
P50 22行目	方針の見出し。「指定を推進」→「指定等を推進」		指定を推進	指定 <u>等</u> を推進
P50 23行目	「指定を推進」→「指定等を推進」			
P50 30行目	課題の見出し。太字になっていない。		課題『湖南省立東海道石部宿歴史民俗資料館』での文化財の保存・管理が不十分です。	(太字に)
P51 9行目	「文化財防災センター」→「独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター」		文化財防災センター	独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター
P52 15行目	・8行目。「文化財の価値や魅力が」は重要なキーワードだというのが方針に記載がない。	→3-1の方針1番目の「・」を「市のホームページやSNSなどを活用して積極的に文化財の価値や魅力を発信するとともに、(略)行います。」に修正します。	積極的に文化財に関する情報を発信するとともに、～	積極的に文化財の <u>価値や魅力</u> を発信するとともに、～

素案頁行数	文化庁からの指摘	回答	修正前	修正後
P52 31行目	・ 2 8 行目。課題の見出し。「限定的で不十分です」とあるが、方針とつながりが悪い。	→3-2 の方針の見出しを「文化財の調査・研究成果を積極的に公開します。」に修正します。	方針 文化財の調査・研究成果を公開します。	方針 文化財の調査・研究成果を <u>積極的に</u> 公開します。
P52 32行目	・ 2 9 行目。「市内外への人の発信が不十分」とあるが、方針でも触れること。	→3-2 の方針の「・」を「文化財に関する調査・研究成果を市内外の人に発信するため、紙媒体だけではなく、電子媒体での公開も行います。（略）」に修正します。	・ 文化財に関する調査・研究成果を紙媒体だけではなく、電子媒体での公開も行います。また、～	・ 文化財に関する調査・研究成果を <u>市内外の人に発信するため、</u> 紙媒体だけではなく、電子媒体での公開も行います。また、～
P53 20行目	・ 1 3 行目。「講座」とあるが方針に記載がない。	→方針 3 番目の「・」を「歴史民俗資料館で収蔵・保管している文化財の公開や、歴史民俗資料館を活かした企画や講座などを行います。」に修正します。	～歴史民俗資料館を活かした企画などを行います。	～歴史民俗資料館を活かした企画 <u>や講座</u> などを行います。

素案頁行数	文化庁からの指摘	回答	修正前	修正後
P54 18行目	・ 1 3 行目。課題の見出し。「支援が必要」と言っているが、方針は「取組を行う」と言っている。合っていない。	→方針の見出しに「支援」の文言を追加します。また、20 行目以降も同様に「支援します」の文言を入れるとともに、文章の語順を修正します。 「方針 文化財の保存管理や文化財を活用する地域活動の持続に向けた取組に対する支援を行います。」	方針 文化財の保存管理や文化財を活用する地域活動の持続に向けた取組を行います。	方針 文化財の保存管理や文化財を活用する地域活動の持続に向けた取組 に対する支援 を行います。
P54 20行目～		・所有者や管理者、地域、学校などと連携して、地域の文化財を活用するイベントなどの展開を支援します。また、そのイベントを通じて、本市の歴史や文化財に対する愛着を市民の中に醸成するとともに、地域における新たな担い手や後継者となる人材を確保・育成するための取組を推進します。」	・所有者や管理者、地域、学校などと連携して、地域の文化財を活用するイベントなどの展開や <u>そのイベントを通じて、市民の本市や、本市の歴史や文化財への愛着を醸成するとともに、新たな担い手や後継者となる人材を確保・育成するための取組を推進します。</u>	・所有者や管理者、地域、学校などと連携して、地域の文化財を活用するイベントなどの展開を 支援します。また、そのイベントを通じて、本市の歴史や文化財に対する愛着を市民の中に醸成 するとともに、 地域における 新たな担い手や後継者となる人材を 確保・育成するための取組を推進します。
P55 方針の見出し	・ 1 0 行目。課題の見出し。「さらなる充実」と言っているが、方針も「さらなる推進」としては？	→方針の見出しを「文化財を活用した学校教育・生涯学習をさらに推進します。」に修正します。	方針 文化財を活用した学校教育・生涯学習を推進します。	方針 文化財を活用した学校教育・生涯学習を さらに 推進します。
P55 方針 1 番目の「・」	・ 1 1 行目。「引き続き」とあるが、方針も、1 つめの「・」。「引き続き文化財を活かした」としては？	ご指摘通りに修正します。	・次代の文化財の保存・活用の担い手となる人材を育成するため、文化財を活かした学校教育を充実させるための取組を行います。	・次代の文化財の保存・活用の担い手となる人材を育成するため、 引き続き 文化財を活かした学校教育を充実させるための取組を行います。
P56 方針 1 番目の「・」	・ 課題の 1 つめの「・」。「行政の」とあるが、方針の 1 つめの「・」でも、「行政の文化財保護に・・・」としては？	→ご指摘通りに修正します。 「行政の文化財保護に関する（略）行うことができる行政の仕組みや体制を整えます。」	・文化財保護に関する経験や知識、技術の継承を滞りなく行うことができる仕組みや体制を整えます。	・ 行政の 文化財保護に関する経験や知識、技術の継承を滞りなく行うことができる仕組みや体制を整えます。

素案頁行数	文化庁からの指摘	回答	修正前	修正後
P56 方針 2 番目の 「・」	・ 課題の 2 つめの「・」と方針の 2 つめの「・」は内容が少し合っていない。確認。	→方針の 2 つめの「・」を「文化財のき損などの予防や問題発生時の迅速な対応を行うため、庁内関係部局や所有者、地域、専門家などと十分かつ継続的に連携できる体制を整えます。」に修正します。	・ 庁内関係部局や所有者、地域、専門家などと連携できる体制を整えます。	・ 文化財のき損などの予防や問題発生時の迅速な対応を行うため、 庁内関係部局や所有者、地域、専門家などと十分かつ継続的に連携できる体制を整えます。
P58 事業番号 1	・ 事業 1 の概要。具体的に「○○や○○などの分野の把握調査を行う」と分野名を記載。	→事業 1 の概要の冒頭（6～8 行目）を「無形文化財や伝統的建造物群など把握が進んでいない分野の把握調査や～」に修正します。	把握が進んでいない分野の把握調査や本計画でリスト化した未指定文化財の現況調査を実施します。	無形文化財や伝統的建造物群など 把握が進んでいない分野の把握調査や本計画でリスト化した未指定文化財の現況調査を実施します。
P59 事業番号13	・ 事業 1 3。「文化財指定」→「文化財指定等」※2 か所。	ご指摘通りに修正します。	文化財指定の推進 調査・研究を踏まえて文化財指定を推進し、～	文化財指定 等 の推進 調査・研究を踏まえて文化財指定 等 を推進し、～
P66 32行目	・ 3 2 行目。「計画期間の変更」など、指針に係れている 3 つの変更について、「」でそれぞれくくる。	→ご指摘通りに 2 点修正します。	<u>計画期間の変更、市内にある文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更</u> は、～	「計画期間の変更」、「市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」 は、～
P66 34行目	・ 3 4 行目。「滋賀県を經由して」→「滋賀県及び」※R5 年 3 月の指針改定で文言変更されています		滋賀県を <u>經由して</u>	滋賀県 及び

・県からの指摘事項及び回答・修正一覧

素案頁行数	県からの指摘	修正前	修正後
P 1 12行目		保護の措置を図っています。	保護を図っています。
P 1 15行目		策定	作成
P 1 19行目		このように地域の人々と協力して、 <u>本市に残る</u> 貴重な文化財を～	このように 本市は 地域の人々と協力して、貴重な文化財を～
P 1 注釈 1		湖南省発足に伴い～	湖南省 <u>の</u> 発足に伴い～
P 1 注釈 3		策定	作成
P18 2～3 行目	文章の意味が通っていないので再度確認。	天智天皇 6 年（667）には古代東海道が通り、一時 <u>その</u> 役目を終えることとなりますが、延暦 3 年（784）以降再び <u>東海道が通過</u> するようになりました。	天智天皇 6 年（667）に <u>古代東海道が通った後、一時官道としての役目を終えましたが、延暦 3 年（784）以降再びその役目を負う</u> ようになりました。
P19 10行目		各地域でプロジェクトが <u>行われ</u> ています。	各地域でプロジェクトが <u>取り組まれて</u> います。
P23 12行目	・ 11～13行目「同荘を治めました」「近江国を統治しました」「六角氏が治めました」 →表現の見直し	近江国を <u>統治</u> しました。	近江国を <u>治めました</u> 。
P23 28行目		豊臣秀吉により	豊臣秀吉 <u>の差配</u> により

表現の統一

素案頁行数	県からの指摘	修正前	修正後
P27 表7タイトル	表7「地域ごとの」→「所在地ごとの」 表にある地域が「文化財の今現在の所在地」を示すのであれば、この表現の方が適切では？	地域ごとの～	<u>所在地</u> ごとの～
P33	11行目 江戸時代の名所を紹介した絵図の列挙にp13掲載の絵は入らない？ 逆にp13の図版は名所図会などの方がわかりやすいか。		
P35 1行目		さらに江戸時代に <u>盛行した俳諧の跡</u> を示す～	さらに江戸時代に <u>において俳諧の盛行</u> を示す～
P35 13行目	龍池藤兵衛や井上嘉吉の「氏」は必要？近現代の人物なので付けている？	龍池藤兵衛 <u>氏</u> や井上嘉吉 <u>氏</u> ～	龍池藤兵衛や井上嘉吉～
P35 31行目	「古くから（農業用の）ため池としての役割を…」 ため池の役割を記載。農業用は一例で、正しいかどうかは確認。	古くからため池としての役割を～	古くから <u>農業用の</u> ため池としての役割を～
P37	「歴史と文化」「歴史文化」の統一		
P37 4行目	・4行目「まつり」がひらがな続きで読みにくいかもしれない。 「」などしては。 (優先度低)		

→p13については「浮世絵などにも描かれ～」としてウツクシマツ自生地を紹介していることからこの図を掲載している。
修正なし。

「水戸物語」にて、にぎり池が農業用のため池であることを確認

→文化庁からの指摘に対する回答でも述べたとおり、次回協議会で確認する。

12行目など「"まつり"」が連続する部分はかえって見づらくなる。特段の修正対応なし。

素案頁行数	県からの指摘	修正前	修正後
P37	文字の色が薄い		修正対応済
P39 注釈 2	オコナイの説明「湖北、湖南地域に集中」湖南ではなく甲賀では？	湖北、 <u>湖南</u> 地域に集中しています。	湖北、 <u>甲賀</u> 地域に集中しています。

・パブリックコメントに係る修正

素案頁行数	パブリックコメント意見	修正前	修正後
P12 6～8行目	P11 4. 5行目 身近での防災の必要を特に感じた三雲東地域を流れる伊勢湾台風？時の荒川の氾濫（地元からの伝聞）、平成25年9月に襲来し野洲川や中小河川の氾濫・多数の避難者をもたらした台風18号について記述すべきではないか（P12に一覧表はあるが）。	近年、異常気象による風水害被害が全国で報告されており、本市では令和3年（2021）8月の大雨による出水被害がありました。	近年、異常気象による風水害被害が全国で報告されて <u>います。本市では平成25年（2013）の台風18号による野洲川流域での大規模な氾濫や龍王山の土砂災害、</u> 令和3年（2021）8月の大雨による出水 <u>などの被害</u> がありました。
P12 表 4		台風18号による野洲川流域での大規模な浸水被害、国宝常楽寺本堂避雷針破損、龍王山・霧降滝流出 ほか	台風18号による野洲川流域での大規模な浸水被害（ <u>床上浸水2軒、床下浸水30軒</u> ）、国宝常楽寺本堂避雷針破損、龍王山・霧降滝流出 ほか
P25 3行目	P25 3行目 現在、JR草津線になっている旨記述すべきでないか。	国鉄草津線となりました。	国鉄草津線（ <u>現JR草津線</u> ）となりました。

平成25年の台風18号に係る記述を追加